# 「桂川町不動産情報サービス提供の実施要領」

### (目的)

第1条 この要領は、桂川町(以下「町」という。) の人口増加策・定住策の一環として、町内外からの移住者等の利便性の向上を図るため、町内の不動産情報(貸地・貸家・売地・売家等)を広く、公開・提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

# (不動産情報の募集及び情報の公開)

- 第2条 不動産情報の募集は、町が発行する広報紙・ホームページへの掲載で行 うものとする。
- 2 不動産情報公開の内容は、種類、所在地、不動産取扱業者(以下「業者」という。)名・貸主及びその他必要な事項(様式第1号)とする。
- 3 不動産情報の公開・提供の方法は、町のホームページへの掲載、各課の窓口 等で行うものとする。

#### (不動産情報の提供)

第3条 町への不動産情報の提供の方法は、原則として、町が指示する様式第1号に入力の上、メールで送信、又は、様式第1号に必要事項を記入して、町役場に提出するものとする。

### (情報の更新)

- 第4条 不動産情報の更新は、原則として毎月2回とするが、必要に応じて変更 することもある。
- 2 公開・提供された情報については、業者及び貸主等が責任をもって確認を行い、変更又は修正等がある場合は、速やかに町に連絡を行うものとする。

#### (経費の負担)

第5条 業者及び貸主等が、町に提供する情報又は町が公開・提供する情報については、無料とする。

### (情報提供の取消し)

- 第6条 業者及び貸主等が、次の各号に該当する行為を行った場合は、町の情報 提供リストから削除することができる。
- (1)物件情報について、虚偽の記載が認められたとき
- (2)物件情報が、瑕疵担保等で、個人に損害を与えたことが確認できたとき

#### (無断転載の禁止)

第7条 この物件情報の著作権は、町に帰属し、営利・非営利を問わず、無断転載を禁止する。

#### (損害賠償)

第8条 第6条の規定により取消しをする場合において、町が損害を受けたとき は、確約書(様式第2号)に基づき、業者及び貸主等はこれを賠償しなければ ならない。

# (責任)

第9条 町が提供する情報の内容については、町は一切、責任を負わない。

# (担当課)

第 10 条 物件情報の取りまとめは、町の関係課と協議しつつ、企画財政課が行う。

# (委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めることができる。

# 附則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

# 【参考】

売 地・・建築条件無し、建築条件有り

売家・・住宅用、事業用

貸地

貸 家・・アパート、戸建て